

報告第6号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の11の規定による公示について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の11の規定による公示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和元年9月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の11の規定により、特定子ども・子育て支援提供者を公示するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

瑞穂市教育委員会告示第20号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により確認したので、同法第58条の11の規定により公示する。

令和元年9月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提供者の名称	学校法人 総純寺学園
施設又は事業所の名称及び所在地	ままん保育園 瑞穂市森564
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	認可外保育施設

提供者の名称	松野 美春
施設又は事業所の名称及び所在地	キッズルーム さくらんぼ 瑞穂市生津内宮町1-53
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	認可外保育施設

提供者の名称	合同会社Marty's Education
施設又は事業所の名称及び所在地	Marty's International Kinder 瑞穂市別府2121-1
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	認可外保育施設

提供者の名称	岐阜ヤクルト販売株式会社
施設又は事業所の名称及び所在地	岐阜ヤクルト販売（株）瑞穂保育ルーム 瑞穂市野田新田4132番地
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	認可外保育施設

提供者の名称	学校法人 総純寺学園
施設又は事業所の名称及び所在地	清流みずほ認定こども園 瑞穂市森557
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	認定こども園 預かり保育事業（幼稚園型Ⅰ）
子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別	満たしている

提供者の名称	社会福祉法人 慈雲学舎
施設又は事業所の名称及び所在地	ほづみの森こども園 瑞穂市穂積966番地1
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	認定こども園 預かり保育事業（幼稚園型Ⅰ） 一時預かり事業（一般型）
子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別	満たしている

提供者の名称	瑞穂市
施設又は事業所の名称及び所在地	別府保育所 瑞穂市別府144番地1
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	保育所 一時預かり事業（一般型）

提供者の名称	瑞穂市
施設又は事業所の名称及び所在地	牛牧第2保育所 瑞穂市祖父江170番地
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	保育所 一時預かり事業（一般型）

提供者の名称	瑞穂市
施設又は事業所の名称及び所在地	中保育・教育センター 瑞穂市美江寺223番地
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	保育所 一時預かり事業（一般型）

提供者の名称	社会福祉法人 清流会
施設又は事業所の名称及び所在地	清流みずほ保育園 瑞穂市森555
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	保育所 一時預かり事業（一般型）

提供者の名称	特定非営利活動法人 キッズスクエア瑞穂
施設又は事業所の名称及び所在地	キッズスクエア瑞穂 瑞穂市馬場春雨町1-49
確認年月日	令和元年9月13日
施設等の種類	子育て援助活動支援事業

議案第 17 号

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の制定について
瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱案を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 27 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市給食センター運営規則（平成 19 年瑞穂市教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 3 項の改正に伴い、同規則第 5 条第 2 項を明確化し運用するため制定をするもの。

瑞穂市教育委員会告示第22号

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱を次のように定める。

令和元年9月27日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号。以下「運営規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、給食費の減額に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額の報告)

第2条 運営規則第5条の規定により減額をする場合は、学校長又は園長は学校給食異動報告書（別記様式）により瑞穂市給食センター条例（平成19年瑞穂市条例第14号）第5条の所長に報告するものとする。

(算定額)

第3条 減額をするに当たり、給食1食に相当する額は、次のとおりとする。

- (1) 小学校の児童 日額220円
- (2) 小学校の職員 日額230円
- (3) 中学校の生徒 日額260円
- (4) 中学校の職員 日額270円
- (5) 幼稚園児 日額210円
- (6) 幼稚園の職員 日額220円
- (7) 給食センター職員 日額270円

(減額する額)

第4条 減額する額は、運営規則第4条第3項各号の月額を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 運営規則第5条第1項第1号又は第2号 転入の場合は、運営規則第4条第3項各号の月額から、該当月において給食を受けた日数に前条各号の日額を乗じて得た額を差し引いた額。転入以外の事由の場合は、運営規則第4条第3項各号の月額から、当該事由の日又は第2条の規定による報告があった日の翌日のどちらか遅い日までの給食実施日数に前条各号の日額を乗じて得た額を差し引いた額。
- (2) 運営規則第5条第1項第3号 同一年度内において1単位の学級閉鎖等の日数から2日を差し引いた日数に、前条各号の日額を乗じて得た額。

附 則

議案第18号

資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の一部を改正する告示について

資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行及び要綱の整備のため、改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会告示第23号

資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月27日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の一部を改正する告示

資質向上を必要とする教員の研修実施要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第3条中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第6条中「次の各号の」を「次に掲げる」に改める。

様式1を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

学校名
校長 印

資質向上を必要とする教員の研修の申請について

下記教員について次の通り報告します。

記

職員番号		職名	
氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	年齢	歳
教科		持ち時間数	時間
勤務年数	年	本年度数	年

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資質向上を必要とする教員の研修実施要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第24号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 瑞穂市立小中学校における資質向上を必要とする教員の研修を積極的に<u>行い、教員としての指導力及び</u>資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（研修の申請）</p> <p>第3条 校長は、学校において対象教員がいると認め、研修を必要とする場合は、<u>別記様式</u>にて瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に研修の申請をする。</p> <p>（研修の内容）</p> <p>第6条 対象教員に実態を掴んだ上で、所属学校長は研修の計画を立てる。研修内容は、<u>次に掲げる</u>ような研修が考えられる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>資質向上を必要とする教員の研修実施要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 瑞穂市立小中学校における資質向上を必要とする教員の研修を積極的に<u>行い、教員としての指導力並びに</u>資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（研修の申請）</p> <p>第3条 校長は、学校において対象教員がいると認め、研修を必要とする場合は、<u>第1号様式</u>にて瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に研修の申請をする。</p> <p>（研修の内容）</p> <p>第6条 対象教員に実態を掴んだ上で、所属学校長は研修の計画を立てる。研修内容は、<u>次の各号の</u>ような研修が考えられる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

学校名
校長 印

資質向上を必要とする教員の研修の申請について

下記教員について次の通り報告します。

記

職員番号		職名	
氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	年齢	歳
教科		持ち時間数	時間
勤務年数	年	本年度数	年

様式1

第 号
平成 年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

学校名
校長 印

資質向上を必要とする教員の研修の申請について

下記教員について次の通り報告します。

記

職員番号		職名	
氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	年齢	歳
教科		持ち時間数	時間
勤務年数	年	本年度数	年

議案第 19 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別添のと
おり提出する。

令和元年 9 月 27 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の公布
に伴い、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 子どものための教育・保育給付（第2条—第20条）

第3章 子育てのための施設等利用給付（第21条—第33条）

第4章 特定子ども・子育て支援施設等（第34条—第36条）

第5章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者（第37条—第39条）

第6章 雑則（第40条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 子どものための教育・保育給付

第22条の2を第39条とし、第22条を第38条とし、第21条を第37条とする。

第20条の次に次の3章及び章名を加える。

第3章 子育てのための施設等利用給付

（施設等利用給付認定の申請）

第21条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（様式第17号の2）
- （2）法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第17号の3）

(3) 法第23条第2項の教育・保育給付認定の変更の認定（府令第10条第1号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）と併せて法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第1項第1号）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第17号の4）

2 前項の申請に際し、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 状況証明書（前項第2号又は第3号により申請する場合）（様式第2号）

(2) 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（様式第17号の5。前項第2号に掲げる場合において、法第20条第1項に規定する申請及び保育所等の利用の申込みを行っていないとき。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等利用給付認定の審査のために教育委員会が必要と認める書類

（施設等利用給付認定の通知等）

第22条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第17号の6）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第17号の7）により行うものとする。

3 法第30条の5第5項ただし書（法第30条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設等利用給付認定処分延期通知書（様式第17号の8）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第23条 第6条第1項の規定は府令第28条の5第4号ロに規定する市町村が定める期間について、第6条第2項の規定は府令第28条の5第6号（府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限る。）に規定する市町村が定める期間について、第6条第3項の規定は府令第28条の5第6号（府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限る。）に規定する市町村が定める期間について、それぞれ準用する。

（現況の届出）

第24条 府令第28条の6第1項の届書は、現況届（様式第10号）とする。

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第25条 府令第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号) (様式第17号の2)

(2) 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) (様式第17号の3)

(職権による施設等利用給付認定の変更の通知)

第26条 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書(様式第17号の9)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消しの通知)

第27条 法第30条の9第2項の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書(様式第17号の10)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第28条 府令第28条の12第1項の届書は、施設等利用給付認定変更届(様式第17号の11)とする。

(法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告)

第29条 府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書(様式第17号の12)とする。

2 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書(様式第17号の13)とする。

(施設等利用費の請求等)

第30条 府令第28条の19第1項の請求書は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書(償還払用) (様式第17号の14)

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに

掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払用）（様式第17号の15）

（3）法第7条第10項第5号に掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払用）
（様式第17号の16）

2 前項の請求に際し、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第17号の17）

（2）活動報告書（法第7条第10項第8号に掲げる事業を利用した場合）

（3）支払を証明する領収証

（4）前3号に掲げるもののほか、施設等利用給付認定の審査及び支払確認のために教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、府令第28条の19第1項の規定による請求に係る特定子ども・子育て支援を提供した特定子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設であるものに限る。）に対して、在園児名簿の提出を求めるものとする。

（法第30条の11第3項の規定による施設等利用費の支払）

第31条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に要した費用の支払を受ける場合は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（1）法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書（法定代理受領用）（様式第17号の18）

（2）法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 施設等利用費請求書（法定代理受領用）（様式第17号の19）

2 前項第1号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書（様式第17号の20）を、同項第2号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書（様式第17号の21）を添付しなければならない。

（施設等利用費の支給）

第32条 教育委員会は、前条の請求書等の提出があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6に規定する額を支給するものとする。

(施設等利用費の返還)

第33条 教育委員会は、施設等利用給付認定保護者及び特定子ども・子育て支援提供者が、偽りその他不正な手段により前条の支給を受けたときは、既に支給した施設等利用費の全部又は一部を返還させることができる。

第4章 特定子ども・子育て支援施設等

(確認の申請)

第34条 府令第53条の2の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(様式第17号の22)とする。

(確認の変更の届出)

第35条 法第58条の5の規定による届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(様式第17号の23)により行うものとする。

(確認の辞退)

第36条 法第58条の6第1項の規定による辞退は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届(様式第17号の24)により行うものとする。

第5章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第22条の2の次に次の1章及び章名を加え、第23条を第40条とする。

第6章 雑則

様式第2号中「第3条」の次に「、第21条」を加える。

様式第10号を次のように改める。

年度 現況届

瑞穂市教育委員会 宛

提出年月日 年 月 日

申請に係る小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無	認定証番号
	(ふりがな)		男・女	有・無	
保護者住所・連絡先	(住所) (連絡先)				
保育の希望の有無(※)	有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。) 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)				

- (※)
- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育をいいます(以下同じ。)
 - ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
 - ・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び③に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	同居・別居	備考
子どもの世帯員	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)					
利用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで					

②保育の利用を必要とする理由等 ※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日から 曜日まで		時 分から 時 分まで

③税情報等の提供に当たっての同意欄

市町村が教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名	㊟
-------	---

- 提出期限 年 月 日
- 提出場所
- 持参するもの (1)支給認定証 (2)現況が証明できる書類 (3)印鑑

- ◎ 太い枠を記入確認し、記入のうえ押印してください。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

*受付年月日 年 月 日	*判定
-----------------	-----

様式第17号の次に次の23様式を加える。

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

瑞穂市教育委員会教育長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日		
保護者	フリガナ		申請 子ども との続柄	居住地	〒 _____			
	氏名			印	現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 _____		
	※ 自署の場合は印は不要です。						日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入して下さい。	
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	生年月日	年 月 日		
子ども申請	フリガナ		現住所	〒 _____			個人番号(マイナンバー)	
	氏名		申請者と異なる 場合のみ記載	生年月日	年 月 日			

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 _____ ()	
施設名		利用開始予定日	年 月 日	

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

瑞穂市教育委員会教育長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日				
保護者	フリガナ	申請子どもとの続柄	居住地	〒 -				
	氏名		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 -				
	※ 自署の場合は印は不要です。			印				
日中の連絡先(電話番号)* 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。			生年月日	年 月 日				
①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	個人番号 (マイナンバー)				
子ども申請	フリガナ	現住所	〒 -		個人番号(マイナンバー)			
	氏名	申請者と異なる 場合のみ記載	生年月日	年 月 日				
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の <input type="checkbox"/> にレ点を付けて下さい。			
	<input type="checkbox"/> 市民税非課税に該当							
保育を必要とする理由	該当する <input type="checkbox"/> にレ点を付けて下さい。							
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学
(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

(生計の申請子ども番号に○を付けて下さい)	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	1		個人番号		<input type="checkbox"/> 有
	2		個人番号		<input type="checkbox"/> 有
	3		個人番号		<input type="checkbox"/> 有
	4		個人番号		<input type="checkbox"/> 有
	5		個人番号		<input type="checkbox"/> 有
	6		個人番号		<input type="checkbox"/> 有
7		個人番号		<input type="checkbox"/> 有	

<必ず裏面も記入して下さい。>

(裏)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 _____ TEL _____ ()
施設名		利用開始予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	_____ 年 _____ 月 _____ 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況		父親の状況		
就 労	就労 種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()			
	通勤手段 ・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 _____ 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 _____ 分 (往復時間を記入して下さい。)			
	前年1月1 日以降の転 職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → ① 就労先名: _____ から 就労期間: _____ から ② 就労先名: _____ から 就労期間: _____ から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → ① 就労先名: _____ から 就労期間: _____ から ② 就労先名: _____ から 就労期間: _____ から			
	妊娠・出産 (申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → (予定日) _____ 年 _____ 月 _____ 日				
疾病・障害 等	(疾病・障害名) _____ (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) _____ (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄: _____)		(申請子どもとの続柄: _____)		
	受診等 の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 _____ 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 _____ 回) 施設名 (_____)	<input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 _____ 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 _____ 回) 施設名 (_____)			
災害復旧	災害の状況: _____		災害の状況: _____			
求職活動等	活動の内容: _____		活動の内容: _____			
就 学	通学手段 ・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 _____ 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 _____ 分 (往復時間を記入して下さい。)			
	就学の 目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 (_____)		<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
	期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで		_____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
	卒業後 の予定	(就労日数・時間) _____ <input type="checkbox"/> 週 _____ 日、1日 _____ 時間就労	(就労日数・時間) _____ <input type="checkbox"/> 週 _____ 日、1日 _____ 時間就労			
その他	保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容			

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい。)

1	居宅外で就労されている方 (予定を含む。) 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む。)の場合	状況証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい。) 状況証明書、自営の証明書類の写し(確定申告書、開業届等)
2	出産前後の方 (出産前8週間・後8週間に限る。)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3	保護者が学校に在学中の方	在学証明書、時間割表等の写し
4	保護者が病気の方	診断書
5	保護者が障害をお持ちの方	障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証等の写し 前記以外の場合…診断書
6	保護者が介護している方	介護を要する証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
7	保護者が求職中の方	ハローワークが発行するハローワークカード等の写し
8	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 (別紙)

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第1項第1号） 兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

瑞穂市教育委員会教育長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園や特別支援学校の預かり保育等(預かり保育事業も利用する(※1))を利用するために施設等利用給付の認定を希望するので、次のとおり子ども・子育て支援法第23条第1項の規定に基づき、教育・保育給付に係る支給認定区分の変更を申請するとともに、同法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付の認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日	
保護者	フリガナ			居住地	〒 _____
	氏名	印		申請子どもとの続柄	
	※ 自署の場合は印は不要です。		現住所が市外の場合 市内転入後の住所		〒 _____
日中の連絡先（電話番号）*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				生年月日	年 月 日
①	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）	母携帯 母勤務先 母勤務先 自宅・その他（ ）	②	父携帯 父勤務先 父勤務先 自宅・その他（ ）	母携帯 母勤務先 母勤務先 自宅・その他（ ）
子ども申請	フリガナ			現住所	〒 _____
	氏名	印		申請者と異なる場合のみ記載	
		生年月日		年 月 日	
支給認定の状況	既に取得した支給認定区分を第1号認定へ変更する必要があるため、現在認定されている子どものための教育・保育給付の支給認定番号を記入してください。				
	認定種別	認定番号	認定種別	認定番号	
	第19条第1項第2号		第19条第1項第3号		

利用する(予定含む)幼稚園・認定こども園・特別支援学校を記入してください。

フリガナ			所在地	〒 _____	TEL: _____	()
施設名			利用開始予定日		年 月 日	

上記幼稚園等のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入してください。

(預かり保育事業のほか、※1に該当する場合に利用が可能です。)

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 _____ TEL: _____	年 月 日

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

保護者氏名

印

私は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付認定の申請を行いました。この際、同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込みを行わなかった主な理由は以下のとおりです。

- 既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため
(認可外保育施設名：)
- 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため
(希望する保育時間： 時～ 時)
- 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため
- その他（自由記述）

()

※ 教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込みを行っていない、主な理由の一つにチェックすること。

年 月 日

施設等利用給付認定通知書

瑞穂市教育委員会教育長

印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
<p>この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。</p>		

年 月 日

施設等利用給付認定申請却下通知書

瑞穂市教育委員会教育長

印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申請 子ども	フリガナ 氏 名	
申請者	申請時 の住所	
	氏 名	
却下年月日		
却下の理由		
<p>この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



施設等利用給付認定処分延期通知書

次の理由により申請のありました施設等利用給付認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

施設等利用給付認定変更通知書

瑞穂市教育委員会教育長



子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定 子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
変更年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		
変更理由		
<p>この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

年 月 日

施設等利用給付認定取消通知書

瑞穂市教育委員会教育長

印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり認定を取り消しましたので通知します。

認定 子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		
<p>この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

年 月 日

施設等利用給付認定変更届

瑞穂市教育委員会教育長 宛

保護者住所
氏 名
生 年 月 日
個 人 番 号
連 絡 先

印

子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要が生じたので、届け出ます。

現 在 の 認 定 状 況	認 定 番 号		
	認 定 子 ど も の 氏 名		
	認 定 子 ど も の 生 年 月 日	年 月 日	
	認 定 子 ど も の 個 人 番 号		
	保 護 者 と の 続 柄		
	利 用 施 設 ・ 事 業 所 名		
	認 定 区 分	子ども・子育て支援法第30条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	保 育 の 必 要 性 の 理 由	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (理由:)	
変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
	保 護 者 の 氏 名		
	保 護 者 の 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	保 護 者 の 個 人 番 号		
	連 絡 先		
	認 定 子 ど も の 氏 名		
	保 護 者 と の 続 柄		
	保 育 の 必 要 性 の 理 由 (有 の 場 合 の み)		
	理 由 変 更 が 発 生 し た 日	年 月 日	
変 更 す る 理 由			
そ の 他			

企業主導型保育事業利用報告書

瑞穂市教育委員会教育長 宛

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)を利用していることについて、居住地である瑞穂市に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに当施設に提出して下さい。

- ① 当施設の利用を開始したとき
- ② 当施設の利用中、他の市町村に居住地が変わったとき

※保護者の方へ…本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに居住する市町村の保育事務所管課に提出して下さい。

- ① 当施設の利用を開始したとき
- ② 当施設の利用中、他の市町村に居住地が変わったとき

保護者	フリガナ		居住地	〒 ー	連絡先
	氏名	印	生年月日	年 月 日	
		※ 自署の場合は印は不要です。			
子ども	フリガナ		居住地	〒 ー	上記保護者との続柄
	氏名		生年月日	年 月 日	

利用を開始する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ		所在地	〒 ー 市 ()		
施設名		利用開始日	年 月 日		

企業主導型保育事業利用終了報告書

瑞穂市教育委員会教育長 宛

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を終了するので、居住地である瑞穂市に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、速やかに当施設に提出して下さい。

※保護者の方へ…本報告書は、利用終了後速やかに居住する市町村の保育事務所管課に提出して下さい。

保護者	フリガナ		居住地	〒	—	連絡先	
	氏名	印		生年月日	年		月
※ 自署の場合は印は不要です。							自宅 携帯 勤務先
子ども	フリガナ		居住地 <small>保護者と異なる 場合のみ記載</small>	〒	—	上記 保護者 との続柄	
	氏名			生年月日	年		月

利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設 (企業主導型保育事業)

フリガナ		所在地	〒	—	番	()
施設名			利用終了日	年	月	日

瑞穂市長 宛

施設等利用費請求書(償還払用)

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園部の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、瑞穂市内に居住していることを瑞穂市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを瑞穂市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を瑞穂市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を瑞穂市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印		現住所	電話:		
※償還払の場合の振込先は申請者名義の口座です。						

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

認定種別(法第30条の4)	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所在地	〒	
幼稚園等名		(市外の場合のみ記入)	電話:	
契約している利用料(何れかにレを記入し金額を記入)※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した			
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年	月 日

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 償還払の振込先を記入して下さい。(※2)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出して下さい。

<裏面も記入して下さい。>

(裏)

5. 施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3		入園年月日(年 月 日) 入園料(円)			
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	支払った月額利用料(保育料) (c) ※3 ※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。(月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

瑞穂市長 宛

施設等利用費請求書(償還払用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、瑞穂市内に居住していることを瑞穂市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを瑞穂市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を瑞穂市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を瑞穂市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	印	現住所	電話：
※償還払の場合の振込先は申請者名義の口座です。		認定子どもとの続柄	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した		上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	
		年 月 日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒	—
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：	
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日		

4. 償還払の振込先を記入して下さい。(※1)

金融機関名		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい。>

(裏)

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	
②	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	
③	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	
④	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	
⑤	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	
⑥	フリガナ	所在地	〒	—
	施設名		電話:	

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450円×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

瑞穂市長 宛

施設等利用費請求書(償還払用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、瑞穂市内に居住していることを瑞穂市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを瑞穂市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を瑞穂市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を瑞穂市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印		現住所	電話:		
※償還払の場合の振込先は申請者名義の口座です。						

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年月日～年月日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払の振込先を記入して下さい。(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ		所在地	〒	—
	施設名			電話:	
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円
②	フリガナ		所在地	〒	—
	施設名			電話:	
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円
③	フリガナ		所在地	〒	—
	施設名			電話:	
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円

<裏面も記入して下さい。>

(裏)

④	フリガナ		所在地	〒	—
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	—
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	—
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※④～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

特定子ども・子育て支援提供証明書

【 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄
	氏名		

認定 子ども	フリガナ		法第30条の4の認定種別		
	氏名		<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した日(提供日数※1)	提供時間帯※2	費用※3
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日 (日)	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載。 ※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。 ※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	(印)
施設・事業所の名称	

活動報告書

1. 援助実施日時 年 月 日 ()

2. 子どもの名前等

子どもの名前	男女	年齢	時間
		歳	: ~ : (時間 分)
		歳	: ~ : (時間 分)
		歳	: ~ : (時間 分)

3. 援助活動内容

時間	内容	感想など
	いずれかに○をつけて下さい。 ① 預かりのみ ② 預かりと送迎 ③ 送迎のみ	感じたことや子どもの様子などを記入。

4. 報酬等

①報酬	単価 (円) × 時間 (時間)	円
	単価 (円) × 時間 (時間)	円
②交通費		円
③ 食事 (おやつ)		円
④ キャンセル料		円
合 計		円

※以上について確認し、精算を終了しましたので報告します。

年 月 日

(施設名(センター名))

援助を行う会員(提供会員など)

会 員 番 号

氏 名

援助を受ける会員(依頼会員など)

会 員 番 号

氏 名

※ 幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、3の①②の援助活動(送迎のみは対象外)に対して支払われた4①の費用(②③の実費や④のキャンセル料は対象外)に限ります。

瑞穂市長 宛

施設等利用費請求書(法定代理受領用)

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部が
施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私(請求者)は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、瑞穂市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について瑞穂市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を瑞穂市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 瑞穂市の要請・質問等に対応すること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者(請求者)

フリガナ		請求者の 所属団体	
特定子ども・子育て 支援提供者氏名 (請求者)	印	請求者の 役職名等	

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒	—
幼稚園等の名称		(市外の場合のみ記入)	電話:	
フリガナ		所在地	〒	—
幼稚園等の 運営団体名		(市外の場合のみ記入)	電話:	

3. 施設等利用費請求金額

請求する 年 月 分	年 月 分	請求金額	円
---------------	-------	------	---

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書(様式第17号の20)」のとおり

5. 振込先(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

瑞穂市長 宛

施設等利用費請求書(法定代理受領用)

認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私(請求者)は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、瑞穂市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について瑞穂市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を瑞穂市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 瑞穂市の要請・質問等に対応すること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者(請求者)

フリガナ		請求者の所属団体	
特定子ども・子育て支援提供者氏名(請求者)	印	請求者の役職名等	

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
施設・事業所名		(市外の場合のみ記入)	電話:
フリガナ		所在地	〒
施設・事業所の運営団体名		(市外の場合のみ記入)	電話:

3. 施設等利用費請求金額

提供年月	年 月分	請求金額	円
------	------	------	---

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書(様式第17号の21)」のとおり

5. 振込先(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	フリガナ 認定子どもの氏名	幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園(退園) 日を記入	入園料月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	月額利用料(保育料) (c) ※3 ※5
			契約形態・ 契約している利用料 ※1	今年度分の入園料が 発生している場合に記入 ※2		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額(e) ※6
						請求額(dとeを比較して小さい方)	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円

- ※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。
- ※2 入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、入園料「有」でその金額を記入して下さい。
- ※3 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※5 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。
(月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	(フリガナ) 認定子どもの氏名	認可外保育施設の契約形態・ 契約している利用料 ※1	月途中の入退園 レ及び月途中入園(退園)日を記入	月額利用料(a)	月額上限額(b) ※2
					請求額(aとbを比較して小さい方)	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 円 <input type="checkbox"/> 月額契約	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 月途中入園(日) <input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	円

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。
(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

申請者所在地 _____

氏名 (または名称) _____ 印

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)		
設置者・事業者名※	_____		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____ TEL: _____ メールアドレス: _____		
代表者	職名	フリガナ	氏名
	住所	生年月日	年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 (在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 (在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
事業開始 (予定) 年月日	年 月 日		

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

届 出 者 所 在 地 _____

氏 名 _____
(または名称) 印

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第58条の5に基づき以下のとおり届け出ます。

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業
	<input type="checkbox"/> 病児保育事業	<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	

変更項目※1	変更前	変更後
設置者・事業者名※2		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 -	〒 -
	TEL: - -	TEL: - -
	メールアドレス:	メールアドレス:
設置者・事業者の代表者	職名	職名
	フリガナ	フリガナ
	氏名	氏名
	生年月日	生年月日
施設名称		
施設所在地	〒 -	〒 -
	TEL: - -	TEL: - -
	メールアドレス:	メールアドレス:
施設・事業所の管理者	職名	職名
	フリガナ	フリガナ
	氏名	氏名
	生年月日	生年月日
変更日	年 月 日	

※1 記載の変更項目以外に変更項目がある場合は、変更項目が分かるものを添付してください。

※2 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等 (法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名に変更がある場合)
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧 (役員に変更があった場合)

特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

届 出 者 所 在 地 _____

氏 名
(または名称) _____ 印

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を辞退したいので、同法第58条の6に基づき以下のとおり届け出ます。

施設・事業 の 種 類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業		
設置者・事業者名※	_____		
設置者・事業者の 主たる 事務所の 所在地	〒 _____		
	TEL :	_____	メールアドレス :
代 表 者	職名	フリガナ	_____
		氏名	_____
施設・事業所の名称	_____		
施設 の 所 在 地	〒 _____		
確認を辞退する年月日	年 月 日		

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

様式第18号中「第21条」を「第37条」に改める。

様式第19号中「第21条」を「第37条」に改める。

様式第20号中「第22条」を「第38条」に改める。

様式第21号中「第22条」を「第38条」に改める。

様式第22号中「第22条の2」を「第39条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 教育・保育給付認定に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

分に係る認定を受けようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第17号の3）

（3）法第23条第2項の教育・保育給付認定の変更の認定（府令第10条第1号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）と併せて法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第1項第1号）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第17号の4）

2 前項の申請に際し、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）状況証明書（前項第2号又は第3号により申請する場合）（様式第2号）

（2）保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（様式第17号の5。前項第2号に掲げる場合において、法第20条第1項に規定する申請及び保育所等の利用の申込みを行ってないとき。）

（3）前2号に掲げるもののほか、施設等利用給付認定の審査のために教育委員会が必要と認める書類
（施設等利用給付認定の通知等）

第22条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第17号の6）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第17号の7）により行うものとする。

3 法第30条の5第5項ただし書（法第30条の8第3項において準用

する場合を含む。)の規定による通知は、施設等利用給付認定処分延期通知書(様式第17号の8)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第23条 第6条第1項の規定は府令第28条の5第4号ロに規定する市町村が定める期間について、第6条第2項の規定は府令第28条の5第6号(府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限る。)に規定する市町村が定める期間について、第6条第3項の規定は府令第28条の5第6号(府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合に係る部分に限る。)に規定する市町村が定める期間について、それぞれ準用する。

(現況の届出)

第24条 府令第28条の6第1項の届書は、現況届(様式第10号)とする。

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第25条 府令第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)(様式第17号の2)

(2)法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る変更の認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)(様式第1

7号の3)

(職権による施設等利用給付認定の変更の通知)

第26条 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書(様式第17号の9)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消しの通知)

第27条 法第30条の9第2項の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書(様式第17号の10)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第28条 府令第28条の12第1項の届書は、施設等利用給付認定変更届(様式第17号の11)とする。

(法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告)

第29条 府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書(様式第17号の12)とする。

2 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書(様式第17号の13)とする。

3 前2項の報告書は、当該小学校就学前子どもが現に利用している子ども子育て支援法施行令第1条に規定する施設を経由して提出することができる。

(施設等利用費の請求等)

第30条 府令第28条の19第1項の請求書は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおり

とする。

(1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書（償還払用）（様式第17号の14）

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払用）（様式第17号の15）

(3) 法第7条第10項第5号に掲げる事業 施設等利用費請求書（償還払用）（様式第17号の16）

2 前項の請求に際し、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第17号の17）

(2) 活動報告書（法第7条第10項第8号に掲げる事業を利用した場合）

(3) 支払を証明する領収証

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等利用給付認定の審査及び支払確認のために教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、府令第28条の19第1項の規定による請求に係る特定子ども・子育て支援を提供した特定子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設であるものに限る。）に対して、在園児名簿の提出を求めるものとする。

（法第30条の11第3項の規定による施設等利用費の支払）

第31条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により本市から特定子ども・子育て支援に要した費用の支払を受ける場合は、

次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設 施設等利用費請求書（法定代理受領用）（様式第17号の18）

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 施設等利用費請求書（法定代理受領用）（様式第17号の19）

2 前項第1号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書（様式第17号の20）を、同項第2号の請求書には施設等利用費請求金額内訳書（様式第17号の21）を添付しなければならない。

（施設等利用費の支給）

第32条 教育委員会は、前条の請求書等の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、子ども・子育て支援法施行令第15条の6に規定する額を支給するものとする。

（施設等利用費の返還）

第33条 教育委員会は、施設等利用給付認定保護者及び特定子ども・子育て支援提供者が、偽りその他不正な手段により前条の支給を受けたときは、既に支給した施設等利用費の全部又は一部を返還させることができる。

第4章 特定子ども・子育て支援施設等

（確認の申請）

第34条 府令第53条の2の申請書は、特定子ども・子育て支援施設

等確認申請書（様式第17号の22）とする。

（確認の変更の届出）

第35条 法第58条の5の規定による届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届（様式第17号の23）により行うものとする。

（確認の辞退）

第36条 法第58条の6第1項の規定による辞退は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第17号の24）により行うものとする。

第5章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

（確認の申請）

第37条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第18号）とする。

2 略

（確認変更に係る申請等）

第38条 府令第31条及び第40条の申請書は、特定教育・保育施設等確認変更申請書（様式第20号）とする。

2 略

（確認の辞退）

第39条 法第36条又は第48条の規定による確認の辞退は、特定教育・保育施設等確認辞退届出書（様式第22号）により行うものとする。

[章名を加える。]

（確認の申請）

第21条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第18号）とする。

2 略

（確認変更に係る申請等）

第22条 府令第31条及び第40条の申請書は、特定教育・保育施設等確認変更申請書（様式第20号）とする。

2 略

（確認の辞退）

第22条の2 法第36条又は第48条の規定による確認の辞退は、特定教育・保育施設等確認辞退届出書（様式第22号）により行うものとする。

第6章 雑則

第40条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、
教育委員会が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する

(準備行為)

2 教育・保育給付認定に関して必要な手続等は、この規則の施行の前日
においても行うことができる。

[章名を加える。]

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、
教育委員会が別に定める

[附則を加える。]

議案第20号

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布に伴い、給食費を徴収するため、瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正するもの。

瑞穂市教育委員会訓令第24号

序中一般

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月27日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令

瑞穂市立保育所運営規程（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「法第6条の3第7号」を「法第6条の3第7項」に改める。

第9条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「前3項」を「前4項」に、「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 保育所が提供する食事の提供を受ける教育・保育給付認定保護者は、瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）第8条の6に定める給食費を市に支払うものとする。

第11条中「受け入れ」を「受入れ」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」を「教育・保育認定」に改め、同条第3号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

瑞穂市立保育所運営規程（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（提供する保育の内容）</p> <p>第5条 保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育所が定める保育課程に基づき、次の各号に掲げる保育その他便宜の提供を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 一時預かり事業 <u>法第6条の3第7項</u>に定める一時預かりを行う事業</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（利用者負担その他費用の種類）</p> <p>第9条 保育所が提供する保育を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、その<u>教育・保育給付認定</u>を受けた市町村の定める利用者負担額を市に支払うものとする。</p> <p>2 保育所が提供する延長保育事業を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、瑞穂市保育所条例に定める延長保育料を市に支払うものとする。</p> <p><u>3 保育所が提供する食事の提供を受ける教育・保育給付認定保護者は、瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）第8条の6に定める給食費を市に支払うものとする。</u></p> <p><u>4</u> 保育所は、一時預かり事業を利用する園児の保護者から、瑞穂市保</p>	<p>（提供する保育の内容）</p> <p>第5条 保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育所が定める保育課程に基づき、次の各号に掲げる保育その他便宜の提供を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 一時預かり事業 <u>法第6条の3第7号</u>に定める一時預かりを行う事業</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（利用者負担その他費用の種類）</p> <p>第9条 保育所が提供する保育を利用する<u>支給認定保護者</u>は、その<u>支給認定</u>を受けた市町村の定める利用者負担額を市に支払うものとする。</p> <p>2 保育所が提供する延長保育事業を利用する<u>支給認定保護者</u>は、瑞穂市保育所条例に定める延長保育料を市に支払うものとする。</p> <p><u>3</u> 保育所は、一時預かり事業を利用する園児の保護者から、瑞穂市保</p>

育所条例の規定に定める保育料及び給食費の支払を受けるものとする。

5 保育所は、前4項に定めるもののほか、園児の保護者から次に掲げる保育所の保育利用その他便宜の提供に要する実費額の支払を受けるものとする。

(1)・(2) 略

(定員の弾力化等)

第11条 前条にかかわらず、保育利用の需要の増大その他やむを得ない事情があるときは、県基準条例に定める面積及び職員配置基準を遵守する範囲内で、同条に定める利用定員を超えて園児の受入れができるものとする。

(利用の終了)

第13条 保育所は、園児又は教育・保育給付認定保護者が次の各号に該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 略

(2) 教育・保育給付認定保護者が法令に定める教育・保育認定要件に該当しなくなったとき。

(3) 教育・保育給付認定保護者から退所届の提出があったとき。

(4) 略

育所条例の規定に定める保育料及び給食費の支払いを受けるものとする。

4 保育所は、前3項に定めるもののほか、園児の保護者から次に掲げる保育所の保育利用その他便宜の提供に要する実費額の支払いを受けるものとする。

(1)・(2) 略

(定員の弾力化等)

第11条 前条にかかわらず、保育利用の需要の増大その他やむを得ない事情があるときは、県基準条例に定める面積及び職員配置基準を遵守する範囲内で、同条に定める利用定員を超えて園児の受け入れができるものとする。

(利用の終了)

第13条 保育所は、園児又は支給認定保護者が次の各号に該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 略

(2) 支給認定保護者が法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。

(3) 支給認定保護者から退所届の提出があったとき。

(4) 略

議案第 21 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 27 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

放課後児童クラブの定員を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行
うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第 12 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員
会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表本田小校区放課後児童クラブの項中「７５」を「９７」に改める。

附 則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。		（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。	
名称	定員（人）	名称	定員（人）
生津小校区放課後児童クラブ	71	生津小校区放課後児童クラブ	71
本田小校区放課後児童クラブ	97	本田小校区放課後児童クラブ	75
穂積小校区放課後児童クラブ	108	穂積小校区放課後児童クラブ	108
牛牧小校区放課後児童クラブ	130	牛牧小校区放課後児童クラブ	130
西小校区放課後児童クラブ	50	西小校区放課後児童クラブ	50
中小校区放課後児童クラブ	60	中小校区放課後児童クラブ	60
南小校区放課後児童クラブ	88	南小校区放課後児童クラブ	88